高松港頭地区(サンポート高松)総合整備事業推進の背景

1. 県都高松市の誕生

県都高松市のまちづくりの歴史は約400年前の天正16(1588)年、豊臣秀吉の家臣生駒 親正が香東川河口の恋村に海を背後にして外 堀に海水を引き込む独創的な発担で高松城 (別名玉蕊城)を築き、北に向けて碁盤の目 型の町割を行ったことを嚆矢とし、以後生駒 氏4代、松平氏11代の城下町として栄えてきた。 明治になって、徐々に港湾、道路が整備され、明治43年に字野・高松間の鉄道連絡船が就航してから本州と四国を結ぶ交通の要衝となり、文字どおり四国の玄関口として国の出先機関である官公庁施設の集中的立地とそれに伴う民間企業の支店などが大量に進出し、四国の政治、経済、文化の中核都市としての地位を築いてきた。

2. 三大プロジェクトの進展と高松市

昭和50年代に入って我県三大プロジェクトが徐々に進展をみせ始め、瀬戸大橋の架構とそれに伴う宇高鉄道連絡船の廃止、四国横断自動車道やジェット化対応の新高歓空港の整備時期などが具体的なスケジュールに乗ってきだしたことを受け、産業構造の転換と流通システムの変革、国際化、情報化の進展など、都市問競争の強化が予想され、それらへの緊急な対応が重要な課題となりだした。

これら高松市を取り巻く社会経済環境の変化や、本四3架構時代の到来など、その中枢性を支えてきた非幹交通体系の変貌を前にし

て、高松市の拠点性の低下、とりわけ、これ まで国鉄、琴電、港湾などの交通機能が集中 してきた港頭地区をはじめ中心市街地への大 きな影響が懸念される事項となった。

このため県都高松市が、高速交通体系の整備効果を最大限に生かし21世紀における現板戸内交流圏の中核都市として更なる発展を遂げるため、この機会を捉えて港頭地区を抜本的に再整備し、情報、業務などの高次都市機能の拡充強化と文化的な都市空間の創造を図ることが緊急の課題となった。

高松港頭地区総合整備計画

昭和58~59年度にかけて国土庁、通産省、 建設省、運輸省の4省庁が、本四架橋に伴う 岡山県南と香川中央地域の整備のあり方を検 討するため「備設地域整備計画調査」を実施 した。これと並行して県は、高松地域(港頭 地区)整備計画調査に着手し、ここに県都高 松の浮沈をかけた新郡市再開発計画がスター トした。そして、関係機関が一致協力して、 旧国鉄用地の一部や連絡船施設跡地の埋立地、 既成市街地の更新、琴電築港駅の移転などを 含む約42路の海を生かしたウオーターフロン ト地域に、高次都市基盤施設や新時代に対応 した公共施設を総合的に整備し高松市に新た な拠点を形成するため、新都市拠点整備事業、 土地区画整理事業、高松港々湾改修事業、街 並み・まちづくり総合支援事業、高松琴平鉄 道連続立体交差事業及び都市公園事業などを 一体的に進める高松港頭地区総合整備計画が 推進される運びとなった。

1. 土地利用

目的達成に向け官民合わせた関係機関のかつてない協調により、港湾部分においては、新たに2万%パースをはじめとする近代的港湾整備を行うとともに宇高連絡船発着施設跡地を含めた公有水面の埋め立てにより、また

国鉄民営化に伴う済算事業団土地やJR四国 高松駅の再整備により生み出された土地及び 既成市街地を含む27.8谷の土地区画整理によ り、港頭地区中心部の一体的な土地利用が可 能になった。

2. JR貨物の地区外への移転

JR高松駅はJR貨物にとって予載、土散、 高徳、本四偏識の各線が集中する四国のコン テナ輸送約40万%(H.3当時)を扱う物流の 中核であったが、港頭地区の新たな土地利用 計画や目指すべき都市景観形成などの類点か ち、その施設を地区外へ移転することが強く 望まれた。

移転先としては、幹線鉄道に接続してコン テナーヤードのための相当面積を確保でき貨 物集配が容易で高松市に近いことなどが条件 となり、その候補地選定に紆余曲折はあったが、複数梁を摂重に検討した結果、JR高松 駅より南西へ約5 **メートルの香西・鬼無地 区を移転先として地元交渉に入った。

そして、地元関係者とのねばり強い協議を 重ね、種々の要望事項などに真剣に取り組ん だ結果、地元の理解も得られ、約7.6억の用 地取得に目途がつき、これにより高松悲頭地 区の総合整備計画は大きく前逃することとなった。

3. 各種事業の調整

港湾事業と都市計画事業の網整は当時運輸省と建設省に所管が別れ、基盤整備を行う 国、県と高松市、また上物を整備する国、県、 市の関係部局やJR四国、JR貨物、零電、 既成市街池の地権者、船会社をはじめとする 港湾関連事業者など関係者の協議網整は複雑 で膨大なものとなり、各種委員会や連絡会議、 網整会議などを頻繁に行い事業の円滑な推進 に努めた。

県民の意見を整備構想に反映させることに

も努め、地区の愛称も公募によって「サンポート高松」を選んだ。また学識経験者や各種団体、関係行政機関、報道関係及び国、県、市の職会議員で構成した「高松港頭地区総合整備事業推進協議会」や県内経済界の意見を聞くための県有力企業のトップによる「サンポート高松推進想談会」と県出身の全国的有名企業の経営陣からなる同「原間会談」で意見を承りながら基盤整備や上物誘致に努めた。

4. 県市の一体的取り組み

先に述べたように県都再構築を目指して建

設、運輸両省や県、市、JR四国などの事業

を一体的、総合的に進めていく必要があり、 関係者間の複雑な調整と、円滑で早期の事業 推進を図るためには強力な執行体制が求めら れることから、知事と高松市長の合意により 県と高松市が文字とおり一体となって整備に 取り組むこととし、異例ではあるが、基本的 に人材も資金も半分ずつ持ち寄って県土木部 に「高松港頭地区開発局」を設置し、一元的 に事業を進めるシステムを導入した。 パブル期を経てなお」Rホテルの他は上物整備が進まず、「遅れてきたヒーロー」といわれたサンポート高松の中心部にシンポルタワー建設が実現し、全体整備に勢いをつけることができたのは、程済界などの意見も問きながらの検討の末、民間業務棟と国際会議場をはじめとする県施設及び市の新市民会館を一体的に整備することを決断、合意した県・市の協力姿勢の端的な表れでもあった。

サンポート高松総合整備事業の概要

1. まちづくりの考え方

- 基本コンセプト -

四国の中枢都市にふさわしい新しい都市拠点を創造するための基本コンセプトを 「瀬戸の都・高松-21世紀の城(新玉藻城) づくりー」とする。

海を活かすこと

日本三大水城の一つ<玉藻城>によってまちが拓かれ、字高連絡船の就航などによってまちが栄えた歴史を大切にし、瀬戸内海に面した地理的条件を活かすこと

拠点として生きること_

四国の行政の中心としての役割を担い、四 国の経済の中心としての活力を強化し、「環 瀬戸内交流圏」の創設に貢献すること

アイデンティティを創ること

玉藻城周辺と一体となった特徴のある都市 環境、港や瀬戸内海に面したウオーターフロントの特性を生かした創造性豊かな町をつく り、優れた都市環境づくりや高松の特色づく りに向けて創意工夫をして新しい文化を創造 すること

- 整備方針 -

サンポート高松の基本コンセプトに基づき、 新しい都市拠点にふさわしい魅力ある都市空間を形成するため、次の整備方針に基づき、 旧国鉄運絡船の廃止に伴う跡地を核とした約 42公の区域において順次施設を整備する。

- ○「瀬戸の都」のシンボルゾーンの形成
- ○国際化、情報化に対応した新しい都心の 接づくり
- ○海陸交通のターミナル機能の強化
- ○既成市街地の再整備

2. 土地利用計画

サンポート高松の土地利用は、港湾機能と

都市機能の調整を図りながら、以下の4つの

ゾーンに区別して整備を行っている。

① 駅北ゾーン

中央部の街区構成をスーパープロック化 し多目的広場、広幅員の歩行者専用道路を 中心ににぎわいを持たせ、高度な都市機能 が集積する新しい都市核を形成する。

② 駅前ゾーン

高松の顔づくりとしてアメニティに富ん だ駅前広場の整備を行い、魅力ある商業業 務地の形成を図る。

③ 駅南ゾーン

既成市街地の再整備を行い、魅力ある商 業業務地の形成を図る。

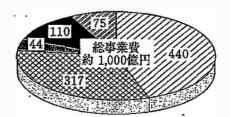
⑥ みなと・親水ゾーン

港湾関連施設の整備に合わせ、親水護岸 や港湾緑地をプロムナードとして、新たな 水辺空間を創出する

3. 基盤整備

サンポート高松総合整備事業は、基盤整備 と上物整備を総合的に進めており、このうち 基盤整備は、土地区面終理事業・港湾整備事 業・都市再生総合整備事業などを活用して事 業を推進している。

サンポート高松総合整備事業 計画事業費(基盤整備) H15.4現在



単位:使円

□土地区画整理事業

─ 港湾整備事業

爾 都市再生総合整備事業

駐市場整備事業

网 街路·下水道事業

- 港湾整備事業 -

「高松港(玉藻地区)」(以下、単に高松 港という)は、明治43年以来78年間、本州と 四国を結ぶ鉄道連絡船の港として、四国の玄

関・高松市の発展に大きく寄与してきたが、昭和63年4月、県民待望の瀬戸大橋の実現とともに連絡船の港としての歴史的役割を終えた。さらに、港湾(船舶輸送)を取り巻く交通体系は、本四3架橋時代を目前に控え、横断道の進展、新空港による空のジェット化など、大きな変貌を遂げつつあった。

このため、高松港においては、これまで培われてきた旅客ターミナル機能を一層強化し、瀬戸内海に面したウオーターフロントを生かした、親しまれる港づくりを目指して、昭和63年2月に港湾計画を改訂し、明治以来の大改修ともいえる港湾の再開発に着手した。

この再開発に当たっては、 人々が行き交う交流の港とし て栄えてきた高松浩の歴史を 生かし、港と街の機能が一体となった開発を 進めるため、全国ではじめて臨港地区に都市 計画法を重層的に適用し、良好で快適な港 湾空間の創出を目指した。旧連絡船用の泊地約10%を埋め立て、2万%級の大型旅客船専用岸壁を含めた各種旅客船埠頭を整備するとともに、延長約2*ルメートルに及ぶプロムナードを含む港湾緑地や港湾関連事業用地を整備した。なお、各埠頭は、当初旅客船専用としていたが、高松と島しょ部を結ぶ離島フェリーについては生活航路でもあることから、平成10年11月に港湾計画を一部変更し、その乗り入れを可能として平成13年5月13日に供用開始した。

*当時、経済構造が重厚長大型から軽薄短小型へ 転換していく中で、隔海工業地帯に多くの空き地 が生まれたり、臨港地区のあり方が陳腐なー 方、港を人が親しめる空間に解放するー フロント開発の要請が高まっていた。これらを受 けて、旧運輸省港湾局と旧建設省都市局間に臨海 部開発推進連絡協議会が設置され、高松港など全 国で8 港を対象に、港湾法と都市計画法が相互乗 り入れする「レベル調整」が行われた。

これにより高松徳は、神戸港以西別府港までで、唯一、大型旅客船専用岸壁を持つ港となり、世界に比類がないと称せられる多岛美と圧倒的な人工美を誇る本四三架橋を有する瀬戸内海観光クルーズを世界に発信できる絶好のポジションを得た。

- ① 外郭施設 [国直辖施工]
 - ・親水防波堤(延長540m) 人が自由に散策できるプロムナードを 領えた透過性スリット型ケーソン構造 の、全国でも数少ない親水防波堤
 - ・階段式防波波岸 消波機能を備えた階段態岸で海際まで 降りて散策できる。
- ② 係留施設
 - ・岸陸 [国直轄施工] 2万%級不定期旅客船用、5千%級不 定期旅客船及び健島フェリー用、 3千%級不定期旅客船及び健島フェリ ー用、
 - ・110m及び100m浮枝橋 [県施工] 小型定期・不定期船用及び離島フェリ

ー用、構造はいずれもPCハイブリッ ド。

③ 港湾緑地 [県施工]

サンポート高松の街と海との接線にある港湾緑地として、約2 *。メートルにわたって連続する「シーフロントプロムナード」(平成18年度完成予定)、「ハーパープロムナード」(平成13年度完成) よ「キャッスルプロムナード」(整備予定)を整備し、都市と港、そして海を融合した魅力的な海辺空間としてのにぎわいを創出する。

- (1) ハーパープロムナード (海路の玄関 口としての緑地)
 - ・浮桟橋から中央突堤

この区域は、ふ頭機能を優先し、 都市的な石張広場や高松コリドーを 整備した。石張広場では、照明灯に ガス灯を採用するとともに、高松港 の歴史を感じ取れるよう、旧連絡船 岸壁の石の係船柱や餌石をアクセン トとして使用している。

また、高松コリドーは、平成の「新 玉深城」・サンポート高松の娘門を イメージするとともに、乗船口と駅 前広場間をターミナルビルを経由し て2階レベルで結んでいる。さらに、 駐輪場を2箇所整備している。

・中央突堤から2万%岸壁

この区域は、国際色をテーマに 様々な高木や低水を植栽し、パラや 季節の花々で彩られた花娘のある緑 地として整備している。また、高松 コリドーから続くボードウオークに より、利用者を防波堤・赤灯台まで 誘導している。

・2万%岸壁に接する緑地 この区域には、「噴水」、「高松港 レストハウス」、「サンライズテラ ス」などを整備している。さらに、 駐車場2箇所(83台分)を確保している。

(2) シーフロントプロムナード(雄大な 瀬戸の海と島々を楽しむ緑地) サンポート高松の新しい街並みを背 景に、潮の香りと波の音に揺られなが 6、出船、入船や、島影の夕陽など、 美しい瀬戸内海の自然環境を楽しめる、 潤いのある叙水空間を創出する。また、 サンポートへの入り込み客の利便性向 上のため、パス専用駐車場(10台分) を確保している。

(3) キャッスルプロムナード 高松城址の前面に、高松城址と一体 になって歴史的な都市環境を醸し出す ような緑地を整備する。

9年 度	"我们们","我们们","我们们","我们们","我们们","我们们","我们们","我们们","我们们","我们们","我们们","我们们","我们们","我们
昭和62年2月	高松港港湾計画の改訂
昭和63年4月	高松港港湾改修事業の採択
平成3年6月	公有水面裡立免許取得
平成4年6月	高松港港湾計画の一部変更
平成6年7月	西防波堤撤去完了
9月	公有水面埋立免許の変更(土地利用計画等)
平成7年12月	中防彼堤撤去完了
平成9年9月	防波堤ケーソン据付完了
平成10年10月	公有水面埋立竣工、岸壁(-10.0m)工事完了
11月	玉珠防波堤灯台点灯開始、高松港港湾計画の変更
3月	防波堤工ग完了
平成12年4月	逐岸(防波)、物揚場(~4m)工學完了
5月	コリドー工事完了
平成13年3月	高松浩旅客ターミナルビル・レストハウス工事完了
5月	港湾旅設の供用開始

一 高松港頭土地区画空理事業 一

(1) 土地区画整理事業

【非紫蜓墨】

(1) 目的

地区の持つ交通結節点、ウオーターフロント、歴史的環境などの立地条件を生かしながら、高松市の中枢性や拠点性を強化し、新しい都市機能を持った拠点地区の形成を図る。

(2) 旅行面積 27.8ha (3) 地区内常住人口 約80人

(4) 計画人口 約300人(従業人口 約20,000人)

(5) 施行期間 平成6年2月8日~平成21年3月31日 (済算期間5年を含む)

(6) 減氷率

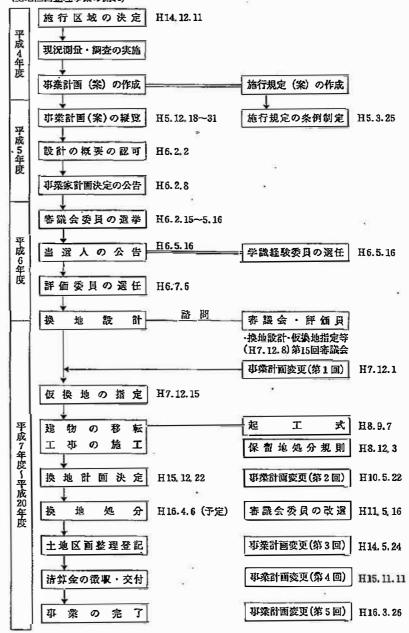
· 公共減歩率 29.61%

·保留地減歩率 10.43%

· 合邻减歩率 40.04%

【事業の経緯】

(土地区画整理事業の流れ)



② JR貨物移転

21世紀に向けての新しい都市拠点づくりサンポート高松総合整備事業に伴い、JR四国

高松駅構内にあった JR貨物施設を高松市香西・鬼無地区へ高松貨物ターミナル駅として 移転した。

- 都市再生総合整備事業(旧 街並み・まちづくり総合支援事業) -

サンボート高松総合整備事業区域42%のうち、港湾施設を除く35%の事業区域において、まちづくりに関する基幹的な事業である土地区画整理事業の実施に併せ、都市再生総合整備事業により地区計画などを活用しながら、公共施設と建築物の調和した美しい街並みの形成と、地域の個性を生かした良好なまちづくりを推進する。

具体的には、駅前広場や多目的広場、歩行 者専用道路に潤いや安らぎを感じる景観施設 などを整備するほか、公開空地、サイン、歩 行者支援施設となる2階レベルデッキなどの 高次都市施設及び公共施設の整備などを総合 的に行い、四国の中枢都市である高松市にふ さわしい新しい都市拠点の形成を図ってきた。

(経総)

昭和62年度 新都市拠点整備事業調査採択 平成2年度 新都市拠点整備事業事業採択 平成2年度 新都市拠点整備事業総合整備計 画承認 平成6年度 街並み・まちづくり総合支援事 衆へ移行

平成10年度 総合基本設計で協議終了 平成12年度 都市再生総合整備事業へ移行 駅前広場では都市再生総合整備事業によっ て、光の演出を行った羅針盤をデザインした 広場や海水を引き込んだ水泉施設 (海水池)、 花時計と併せてバスターミナル、タクシー乗 場などを整備した。

- 地下駐車場の整備 -

海陸交通の結接点であるサンボート高松の 整備に伴い発生する駐車・駐輪需要に対応し、 道路交通の円滑化を図るために、JR高松駅 前広場,多目的広場,高松シンボルタワーの それぞれに地下駐車場を整備し、これら3箇 所の駐車場を一体的かつ効率的に選用管理するため、地下1階の選絡運路で接続し、利用者の利便性向上と駐車場の有効利用や道路混雑の軽減を図る駐車場ネットワークシステムを整備した。

■JR高松駅前広場地下駐車場 収容 台 数/395台 (うち取いす 使用用8台) 施設整備主体/高松市(県が受託し で施工)

■多目的広場地下駐車場 収容台数/302台(うち車いす 使用用8台) 施設整備主体/香川県

■シンボルタワー地下駐車場 収容台数/221台(香川県80台、 高松市141台)(うち 車いす使用用5台) 施設帰属主体/香川県・高松市

4. 上物施設

- 高松港旅客ターミナルビル -

【称浩・規模】

鉄骨造、地下2階·地上8階

败地面積 2.368m

建築面積 1.181m

延床面積 0.396m

【施設の概要】

地上1~2階:待合室、利便施設等

3階 :宇高連絡船配念展示場 5階 :県高松港管理事務所

6~9階:港湾関連業務オフィス

地下2階及び地上4階:

地域熱供給センター

(四国電力株式会社)

【施工期間】

平成10年12月~平成13年3月

- JR高松駅 - ⋅

JR四国は、四国の新しい玄関口として、 約3,800平方なの敷地に地上4階建て延べ床 面積9,400平方なの高松駅新駅舎(第1期計 画)を建設した。 新駅舎は吹き抜けのある開放的なコンコースを持ち、頭端駅の特徴を生かした、地平レベルで駅前広場や市街地とつながる、人に優しいバリアフリー化された設計となっている。

- 高松シンボルタワー-

高松シンボルタワーは、四国における中枢 拠点都市・高松の新たな都心「サンボート高 松」の中核を担う施股として位置付けられる もので、交流と連携を基軸に民間業務施設を 無積するとともに、国際化と情報化に対応し た文化・コンベンション施設、情報発信交流 施設、商業施設など、多様な機能を有する香 川県・高松市のシンボルとなる交流拠点施設 として、平成16年3月末、4月及び5月にオープンする。

【遊備手法】

整備に当たっては、民間の資金力や企画力 を最大限に生かすとともに、事業遂行能力の 判断や選定の公平性を確保できる「事業コン ペ方式」(事業計画投条競技方式)を採用し た。 本事業コンペにおいては、公共施設の整備 方針、導入機能、施設規模、凝算事業費、設 計条件等の基本的な仕様を示し、より良い建 築設計等の提案を期待するとともに、民間事 業者に対しては、事業コンペ要網で提示する 基本的な条件に基づき、複合化する民間施設 の規模、内容、運営の提案まで求めた。

この事業コンペに対し、民間3グループ22 企業から応募があり、各グループの提案について、審査委員会による審査を経て入選案を 決定した。入選者は、民間事業主体として事 業選書を行う新会社を設立し、基本計画等に 基づきシンボルタワーを設計、建設し、公共 施設部分を県及び高松市に財産譲渡するとと もに、民間施設部分の運営を行うこととした。

【施設の概要】

敷地面積 13,051㎡ 建築面積 10,650㎡ 延床面積 103,264㎡ (内訳)

香川県 9,972㎡ 高松市 21,678㎡ 公共駐車場 9,032㎡ 民間 27,889㎡ 民間駐車場 7,888㎡ 共用面靴 26,805㎡

【裕造·規模】

タワー 地上30階、地下2階 高さ151.3m

ホール 地上7階、地下2階 高さ44.8m

【施設の構成】

県施設 (クワー2~7階、ホール1階) 香川ビジネスターミナル、かがわ国際会 総場、管理事務所、情報通信交流館(愛称:e-とびあ・かがわ)、かがわブラザ、バスポートセンター、展示場

市施設(ホール1~7階)

高松市文化芸術ホール(愛称:サンポートホール高松)

民間施設 (タワー1、2、9~30階、ホール1~3階)

オフィス、商業施設など

【旅工期間】

平成13年7月~平成16年2月

一 国合同庁舎 一

高松地方合同庁舎は、高松シンボルタワー 西側に、同一規模の2棟が南北に建設され、 市内に散在する国の出先機関のうち老朽、狭 隆な施設・9省庁20官署を集約、合同化し、利 便性や執務環境などの向上を図るもので、高 松シンボルタワーと並んで重要な交流拠点機 能を担う。平成12年度に「サンボート高松シ ビックコア地区整備計画」が承認され、サン ボート高松のまちづくりと一体となった合同 庁舎の整備に向けて14年度に基本設計が行われた。北朝A棟は15年度に実施設計及び工事 着手が行われ、18年度中の完成を目指している。

【施設の概要】

敷地面積·約11,262㎡ 延床面積 約62,000㎡ (A棟約31,000㎡) 【構造・規模】 鉄骨造地上13階地下 2階建

5. 環境に配慮した施設

- 再生水利用下水道雾業 -

高松市では、平成6年度の大渇水を契機に 水資源の有効利用を図るため、「再生水利用 下水道事業計画」を策定し、平成8年度に事 業採択を受けて事業に若手した。平成12年度 末で、東部下水処理場の再生処理施設建設な らびにサンポート高松までの再生水溢配水管 の施工を終え、平成13年4月に再生水の供給 を開始した。

- 地域熱供給事業 -

サンポート高松においては、海水の温度差による未利用エネルギーを活用した地域冷吸 房システムを導入することとし、平成13年4 月から四国電力切が事業主体となり、高松港 旅客ターミナルビル及び全日空ホテルクレメント高松に熱供給している。今後、高松シンボルタワー、国の合同庁舎にも供給予定である。

- 太陽光発電システム -

サンポート高松では、本県が全国でも有数 の日照時間を有するという地域特性を生かし、 港湾緑地や駅前広場にソーラーシステムによ

る発電を導入し、緑地や広場内の照明などに 利用している。(バネル面積:1,778㎡、発電 容量:200kw、年間発電量:約17万kWH)

6. まちづくり計画

○まちづくり協定

まちづくりを誘導する手法として、用途地 域などや地区計画を定めている。これにより 一定の範囲で計画的な上物誘導が可能である が、法的に定められている規制、誘導内容に は限界があるので、これらを補完するものと して、任意の取り決めである「まちづくり協 定」が必要とされる。

・サンポート高松においては、駅周辺主要街 区約15台(区域はシビックコア区域、地域熱 供給事業区域と同じ)の地権者(国、県、高 松市、JR四国、四国電力財、シンボルタワ ー開発財、(財ーパーセントクンの店)の国で まちづくり協定が締結されている。

この協定により、まちづくりの基本的要素 (街並み・にぎわい、水と緑と光、歩行者の 動線、建築物の景観デザイン、広告物等、安 全・快適、高次都市施設、電波障害への対応、 まちの美化)について方針を定め、特色ある まちづくりを進めている。

今後のサンポート…都市拠点機能の充実に向けて

1. 北側街区の土地利用

港湾に面した2街区と北側のA-1、A-2街区の土地利用が今後の課処だが、20年の 歳月と1千位円余の資金を投じて基盤整備を 進めてきた高松港頭地区再開発の原点を見失 うことなく、県の将来にとって大きな資産で あるサンポート高松をどう創造していくのか、 先を見据えた息の長い取り組みが望まれる。

2. 琴雷築港駅の乗り入れ

高松琴平電鉄連続立体交差事業は琴電の経 営問題に絡んでその進展が遅れているが、禁 港駅の高架によるJR高松駅南降への乗り入 れは港頭地区総合整備計画の大きな要素の一 つである。連続立体交差事素を進めることに よりJRと琴電の乗り継ぎを至便化し、また サンボート高松への東からのアクセス道路である高松海岸線の整備が行われるとともにウオーターフロントの景観形成に欠かすことのできない玉藻城公園の整備が可能となる。一日も早い連立事業の完成を目指して関係者の一層の努力に期待したい。

3. これからのサンポート

世紀の大事業「瀬戸大橋」は、有史以来は じめて島国四国を本州と陸続きにし、78年間 に及ぶ字高連絡船の歴史に幕を引いた(この 年、北では背面トンネルが完成し鉄道運絡船 が消えた)。この土木史を塗り替える一大出来 事は、港とともに発展してきた県都高松に大 きな変革を投げかけた。そして、これに応え るべく、明治以来改修を重ねてきた王藻地区 の港湾機能を抜本的に刻り替え、先人の英知 を生かした20世紀の城づくりを目指してきた。 しかし、当然のことながら、そのサンボート 高松松合整備事業の推進途上には、再開発 の是非や整備方針についてさまざまな議論が なされてきた。その答えは、これから徐々に 出ようとしている。 平成14年10月、サンボート高松は地方都市としては全国ではじめて、丸亀町地域を合わせて都市再生特別措置法に基づく緊急整備地域に指定された。都市機能と港湾機能が融合し豊かな瀬戸の自然と歴史的景観に迎まれたサンボート高松の魅力を生かし、その整備効果を最大限に引き出して、県民に親しまれ県外にも誇れる調いとにぎわいのある街に育てるのは我々土木技術者のこれからの取り組みに掛かっているといえる。時代を見据えた更なる整備に努め、高次都市機能を集積し、簡戸の都「サンボート高松」から香川の新しい21世紀の風景が生まれ、香川県が四国及び環瀬戸内交流圏の中で主要な役割を担い、さらに飛路発展していくことを期待したい。

4. サンポート高松総合整備事業の経緯概要

1000 1001AC HE	保護地域整備計画調査
1983~1984年度 (昭和58~59)	高松地域(港頭地区)整備計画調査
1985~1986年度 (昭和60~61)	高松港港湾計画 流流 高松 海红 極彩 合物 新叶面调查高松 透明区 新新新提点整備事業調查
1987 (昭和62) 年度	土地区画整理事業調査
1988 (昭和63) 年度 4月	高松港港湾改修事業の事業採択 埋築事業の調査に着手
1990 (平成2) 年度・	新都市拠点整備事業、土地区画整理事業の事業採択
4月 1991 (平成3) 年度 6月 9月	高松港原地区阳発室新設 公有水面埋立免 許 高松港 玉建 区港湾整備事業起工式
1992 (平成4) 年度 4月 12月	高松港頭地区総合整備計画
4月 1993 (平成5) 年度 7月 2月	高松港原地 区開 雕 改組 高松港原 地区 開 発 新 新 設 高松港所 地区 の 恭 サンポート高松」に 土地区 図 整 理 事業の 探針画の 決定
1994 (平成4) 年度 5月	土地区画整理海戰会設置
1995 (平成7) 年度 12月	用途地域、地区計画の都市計画の変更 土地区画整理事業の板換地措定
1996 (平成8) 年度 9月	土地区画整理事業起工式
1997 (平成9) 年度 3月	まちづくり協定締結
4月 10月 1998 (平成10) 年度 11月 1月	サンポー 高松推 遊局、サンポート高松推進事務所に名称変更 公有水面 超立数11 2万トン数岸整完成 高松駅前広場地 「駐車場起工式 高松駅前広場地 「東車場起工式 高松港 徳本数名ターミナルビル起工式
1999 (平成11) 年度 12月	シンポルタワー(仮称)等事業計画提案競技入選案決定 シンポルタワー(仮称)等基本計画策定
4月 6月 2000 (平成12) 年度 8月 12月	サンボート商 松シビックコア地区整備計画の強設省承認 シンボルタ ワー(仮称) お本協定権結 高松貨物ターミナル駅 開 栗 サンボート財団設立
5月 2001 (平成13) 年度 8月	サンポート高松一部オーブン サンポート高松オーブン記念セレモニー開催 シンポルタワー (仮称) 起工式
2002 (平成14) 年度 10月	都市再生緊急整備地域に「高松駅周辺・丸値町地域」が地域指定
2003 (平成15) 年改 4月 2月 3月~5月	サンボート高松推進課に改組 高松シンボルタワー竣工 サンボート高松グラン ドオーブン ・高松シンボル タワー内商業施設、多目的広場、歩行者専用道路 サンボート高松:地門駐車場 (3 月30 日) ・高松 シボルタ ラー 「スポモトセンター、e-とびあ・かがわ、かがわブラザ (4月4日子) サンボートホール高松、かがわ国際会議場、展示場 (5月20日子)
3月	サンボート高松雅逸課、サンポート高松雅進事務所廃止

公園整備・開園の経過

昭和60年12月	香川県中央広域公園基本計画
昭和61年11月:	都市計画決定
.昭和61年12月	都市計画事業認可を受け、カントリーゾーン、ポートヒルゾーンの整備に着手
昭和63年6月	ふるさとづくり特別対策事業で空港四側スカイゾーン(テイクオフ)の整備に着手
平成2年1月	カントリーゾーン、ポートヒルゾーンの一部 約6.8ha を開園
平成3年4月	スカイゾーン(テイクオフ)約20.7ha を開団
平成4年7月	ポートヒルゾーンの一部 約2.4ha を閉図
平成5年10月	ボートヒルゾーンの鳥人広場 約3.5ha を開図
平成7年7月	ポートヒルゾーンの彫刻広場、休憩広場 約4.2ha を開図
平成8年9月	グラススキー場、そりゲレンデ 約3.2ha を開図
平成9年10月	都市計画事業認可を受け、第2期整備区域のアドベンチャーゾーンの整備に若手
平成10年8月	カントリーゾーン、ポートヒルゾーン約10.5ha を開図

現在、整備中であるアドベンチャーゾーンは、「自然の中でスポーツレクリエーションを楽しむ」ことを基本コンセプトとしており、全体計画約31年の中に多目的広場、ちびっこ広場、冒険探索路などの整備を行っている。

今後は早期開図を目指し、引き続き用地買収、 施設整備を行う。なおスカイゾーン(ランディング)及びフルーツゾーンについては現段 階では未着手となっている。

- 国営讃岐まんのう公園 -

「国営讃岐まんのう公園」は、四国地方の 広域的レクリエーション需要に対応する国営 公園として、全国16か所の国営公園のうち12 番目の公園として昭和59年度に事業着手した ものである。平成10年4月18日に全体計画区 域約350%のうち、中央広場ゾーンを中心と する約80%の区域を初めて部分開園した。

平成12年春には北口道路が関連し、開園区域は、中央広場ゾーン、宿泊ゾーンを中心とする111.4年となっている。今後は、本州四国3架橋時代のなかで、広域観光ネットワークの中核をなすとともに、四国における文化・スポーツ・レクリエーションの一大拠点となるべく整備を進めていく。

(1) 位置

香川県仲多度郡満設町(高松市の南西約 25km(車で約50分)、坂出市の南約15km (車で約25分)、琴平町の南東約7km(車で約15分))

(2) 区域

地元の生んだ体人弘法大師・空海による 築造で、また農業用ため池としては日本ー の規模を有することで有名な「満磯池」北 東岸の一体の丘阪地である。

標高約150mから277m、面積約350haの 丘陵地の区域で、中央部の旧「電景」 集落 跡地をアカマツを主体とした樹林が取り囲 んでいる。

(3) 事業の経緯

昭和59年度 事業若手

60.9.12 基本計画策定

61. 8. 29 都市計画決定(約350ha)

63.10.12 一部の条件を除いて全体区 域の補償がほは妥結、地権

者会解散

平成元10.20 本体工业竞手

10.4.18 第一期開閉(約80ha)

12. 4.30 北口進入路追加開团(約96

ha)

14. 4.20 自然生愿図追加開図(約111 ha)

(4) 公園の基本テーマ

本公園は、満濠池周辺の恵まれた自然と、 四国の文化的風土を生かし、技術革新、情報化の進展の中で、ともすれば見失われが ちな自然・宇宙など人間の生存基盤との交流を育むものとなるよう、その基本テーマ を「人間との語らい、自然、宇宙とのふれあい」としている。

(5) ゾーン構成

上記基本テーマを具現化すべく、「中央 広場ゾーン」「宿泊ゾーン」「環境保全ゾー ン」「湖畔ゾーン」「文化ゾーン」「自然活 用ゾーン」「スポーツゾーン」の7つのゾ ーンで公園全体を構成しており、整備の進 歩により順次供用することにしている。

(6) 動線計画

本公園へは、国道32号、319、438号などから県道を介してアプローチすることになり、これに対応して公園には西、北、東口の3か所の入園ルートが設けられる。

計画では本公園の来図者の約95%は自動

車によるものと想定されているが、公園区 域が丘陵地の中にあり、園内の移動と各施 設へのアクセスを円滑にするために、サー クル図路と呼ばれる自動車園路と駐車場を 公園内部に設け、自動車の乗り入れを可能

とする方式を採用している。

また、公園内をくまなく循環できる自転 車園路、歩行者図路のネットワークを整備 することとしている。

(7) 開闢している主な施設の概要

エリア	施設の概要
エントランス	エントランス広場:2,700㎡ ビジターセンター(常設・映像展示)、レストラン、光店、線と石のヴィスタ
竜頭の里	昇竜の滝
電頭の森	炭焼き窯、きのこの森。たけのこ園、山野草の道、風の見える丘展望台、希望の丘展 望台、エックススライダー、体験学習館
7# 7#	フリーサイト 19サイト トイレ炊事棟 オートキャンプ場管理センター (売店、浴室、ランドリー)、イベント広場、せせらぎ
自然生態図	広場 自然生態視察園(茶堂、デッキ)園路総延長:2,200m 自然生態展示館(展示館、学習窓、中庭)

このように国営讃岐まんのう公園では、計 画段階から自然環境を生かした整備を方向付 けている。また、整備方針に基づきながら、 環境や社会の変化に応じた自然環境の保全・ 再生や環境負荷の低波に取り組んでいるところである。今後も引き続き、これらの取り組みを推進するとともに、自然資源の活用を図ることとしている。

一 中央公園 一

中央公園は、高松の市街地の中心都に位置 し、県庁、市役所、高校、商店街が集積する 行政・文化・商業の中心地にあり、高松市を 代表する都市公園である。

当公園は昭和21年に都市公園用地として、 破災復興土地区画整理事業により確保したが、 昭和22年から昭和57年の問は市営球場として 利用されてきた。しかし、昭和57年に球場が 市内生島町に移転したことに伴い、昭和57年 皮から昭和60年度にかけて本来の公園として 整備したものである。

《4》 土地区画整理事業

- 宇多津塩田土地区画整理事業 (新宇多津都市) -

香川県のほぼ中央に位置する字多津町。室 町時代から瀬戸内海辺の中心としてにぎわっ たこの町は、塩業とともに栄えてきた「塩の 町」であった。しかし、昭和47年の製塩業の 廃止により町は衰微し、後に残ったのは広大 な塩田跡地であった。

この跡地が脚光を浴び始めたのは、同時期 に瀬戸大橋建設という世紀のプロジェクトの 四国側起点となる受け皿として位置付けられ たことによる。地権者約300人、面積186.3% のこの跡地を、地域振興整備公団並びに香川 県の技術的・財政的援助を得ながら土地区画 整理事業の手法で開発することになった。

字多津塩田土地区画整理事業は、事前調査から17年、事業の発工から14年の歳月をかけて都市基盤施設の整備と良好な住宅塩の形成を行い、平成4年1月、土地区画整理事業の最終段階である換地処分を行った。

【亚菜既要】

事業区域 绘面積186.3ha

施工期間 昭和52年度~平成

8年度(荷算事務

完了)

補助期間 昭和49年度~平成

2年度

施 工 者 字多津町 (地域振

典整備公団へ一部

委託)

計画人口 8,700人

事業 教 約2,331億円

[土地利用状況]

	生宅地	ha 3.3	% 1.8	2	有地	ha 1.3	% 0.7			
	商桑地	-	-		道路 広場	1.8	1.0			
-	工柔地	-		公共用地	共用			公園 緑地	+	=
ī	農地	-	-			河川 水路	10.1	5. 4		
_	その他	169.8	91.1		小钳	11.9	6.4			
	小計	173. 1	92.9	4	計	186.3	100.0			

	住宅地	ha 30.0	% 16.1	公	有地	ha 17.4	% 9,3		
	商業地	21.6	11.6		道路 広場	46.8	25.1		
民	工菜地	60.5	32.5	天 用	共用	共用	公園 緑地	8.4	4.5
有地	庭地	-	1				河川 水路	1.6	0.9
	その他	-			小針	56.8	30.5		
	小計	112. 1	60.2	4	音計	186.3	100.0		

(公共減歩 25.79% 保留地減歩14.49%) 減步率 40.28%



土地区画整理事業で開発されたこの町は、 地域振興整備公団並びに香川県の援助により、 充実したインフラ整備がなされている。また、 交通の利便性も相まって、近年の経済不況の 中にあっても多数の企業が立地し、マンショ ンや一戸建住宅が次々と建設されるなど、人 口も順調に増え続けている。

地区内人口 平成15年 5.917人 (施行前 147人)

瀬戸内海国立公園が一塁できる新字多津都 市の北側には、土地区画整理事業で配置され た臨海公園や緑地が整備され、休日には多く の家族連れや観光客が訪れる。宇多津町にお

いては、海辺を中心とした親水性、回遊性を 生かした潤いある町の創造を目指している。

一方、地区内にあるJR字多津駅周辺には、 すでに多くのマンションや住宅が弾ち並んで いる。その地域は地元住民の日常生活に深く 関わるため、住民が誇れるような町の顔とし て利便性・アメニティ性の向上を図りながら、 情報発信や商業・業務機能を充実させ、安全 ・安心・ゆとりある住環境の形成を目指して いる。

一 太田第2土地区画整理事業 —

太田第2地区は高松市域のほぼ中央にあり、 中心市街地の南緑部に位置する面積約360.3 ☆の地区である。これまで農業的土地利用が 中心であったが、都市人口の外縁化に伴い近 年急速に宅地開発され、スプロール化が進ん できたことから、昭和61年度より高松市の事 衆として若手された。平成6年度には全地地 の仮換地指定を終え、現在「調いと活力に満 ちたまちづくり」をテーマに、街路、公園な どの公共施設及び上・下水道などの公共施設 の整備を図り、快適で住み良いまちづくりを 目指して、事業推進に努めている。総事業費 は660億円、事業完了を平成19年度としてい る。本地区の事業概要は表のとおりである。

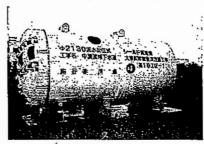
当地区のほぼ中央を南北に走る都市計画道

《2》 流域下水道

- 中讀流域下水道(大東川処理区)-

【概要】

中誠地域は坂出市、宇多津町、丸亀市、多 度津町などの臨海工業地帯や普通寺市、琴平 町などの観光地を擁している。また、周辺町 におけるベッドタウン化の進展などにより、 丸亀市を除いて下水道整備に未着手であった 昭和40年代後半には、公共用水域の水質汚濁 が県下でも特に顕著となり、一方で昭和45年 の水質汚濁防止法の制定及び下水道法の改正、 昭和48年の瀬戸内海環境保全特別措置法の制 定など、法制面からも下水道整備の強力な推 進が求められるようになっていた。

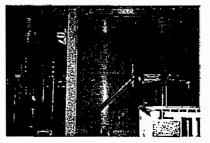


大東川幹線工事に用いられた シールドマシン (Ø2130)

これに対処するため、県は中獣地域の下水 道整備の基本となる「中獣地区河川流域別下 水道整備総合計画」(平成12年度に「備踏瀬 戸海域流域別下水道整備総合計画」に統合) の策定に昭和48年度に着手。中獣地域3市9 町(琴南町を除く)の下水道を、流域下水道 の大東川処理区及び金倉川処理区と公共下水 道の丸血処理区の3処理区に分割して処理す ることにして、昭和53年度に国の承認を得た。

これに基づき、坂出市、字多津町、飯山町、 綾歌町、綾南町、綾上町の1市5町を対象と した中級流域下水道(大東川処理区)は、県 内で最初の流域下水道として昭和52年度に国 血油助事業の採択を受け、事業に着手した。

建設工事は、昭和53年12月の大東川幹線管 渠の建設に始まり、昭和54年10月には終末処 理場(大東川浄化センター:当初処理能力 13,700㎡/日)の建設工事に若手、昭和60年 4月1日に供用を開始している。



常圧浮上式污泥濃縮裝置

近年は下水性状が変化して、従来の重力濃縮方式で は濃縮できないケースが出てきており、このような、 常圧浮上式汚泥濃縮装置の導入が図られている。

流域関連公共下水道も、幹線管渠の整備に合わせ、下流側の市町から順次発手し、坂出市が昭和60年4月、字多津町が昭和60年9月、坂山町が平成8年4月、殺豫町が平成10年4月、穀南町が平成11年5月、綾上町が平成12年6月に、それぞれ供用を開始している。

その後、流域関連公共下水道の整備に伴う 流入汚水量の増加に対応して、平成10年度か ち処理能力を27,400㎡/日に引き上げる第1 期増設工事に発手し平成14年度に完了、現在 に至っている。

【特徵】

中談流域下水道(大東川処理区)は、県内 で最初に事業化された流域下水道である。終 末処理場での処理方法は標準活性汚泥法で、 反応槽で下水と活性汚泥をエアレーションに

処理水は、備謝瀬戸海域に直接放流しているほか、処理場内の砂ろ過施設で再処理した水を、送水管で番の州地内の瀬戸大概記念公園や級衝線地などに灌水として供給し、有効利用を図っている。

また、下水汚泥は平成15年度から、セメント原料への再資源化処理を行っている。



大東川浄化センター中央制御室

【主な経過】

- S50.12.27 中 說流域下水道 (大東川処理区) 事業認可作成
- S51.8.18 中號流域下水道 (大東川処理区) 推進協議会設置
 - 参川県都市計画審談会
- S 52.11.19 都市計画決定告示(香川県告示 第816号)
- S 52, 12. 5 下水道法事業認可
- S 52.12.14 都市計画法事業認可の告示(建 告第1622号)
- S52.12.17 坂出市流域関連公共下水道の事 業認可
- S53.3.17 中酸流域下水道(大東川処理区)負担割合についての協定締
- S53.3.30 处理場用地取得開始
- S53.12.20 大東川幹線管渠建設工事若手

- S53-12.24 字多津町流域関連公共下水道の 事業設可
- S54.7.14 大東川浄化センター建設工事基本協定締結(日本下水道事業 団)
- S 54.10.31 大東川浄化センター建設工事券 手
- S56.9.7 字多津幹線管渠建設工事老手
- S59.3.15 大東川浄化センター建設工事完 了
- S59.3.21 宇多津幹線管渠建設工事完了
- S59.3.31 处理場用地取得完了(1期分)
- S60.4.1 中證流域下水道(大東川処理区)供用開始
- S 60. 4.11 坂出市流域関連公共下水道の供 用開始
- S 60.9.1 宇多津町流域関連公共下水道の 供用開始
- H 5.3.31 綾南町流域関連特定環境保全公 共下水道の事業認可
- H 5.6.4 仮山町流域関連公共下水道の事 業設可
- H 5.11.30 綾上町流域関連特定環境保全公 共下水道の事業認可
- H 7.1.13 総獄町流域関連特定環境保全公 共下水道の事業認可
- H 7.10.26 絞南幹線管渠建設工事着手
- H8.4.1 飯山町流域関連公共下水道の供 用開始
- H8.9.14 綾南第1中継ポンプ場建設工事 着手
- H8.10.1 綾南第2中継ポンプ場建設工事 登手
- H10.4.1 総歌町流域関連特定環境保全公 共下水道の供用開始
- H10.11.30 綾南幹線管渠建設工事完了
- H11.3.10 総南第2中継ポンプ場建設工事 完了
- H11.3.16 大東川浄化センター等 流電設 工事基本協定を (日本下水道

事業団)

H11.5.10 綾南町流域関連特定環境保全公 共下水道の供用開始

H11.7.6 大東川浄化センター第1期増設 丁事業手

H11.10.29 綾南第1中継ポンプ場建設工事

完了

H12.3.17 大東川幹線管渠建設工事完了

H12.6.1 総上町流域関連特定環境保全公 共下水道の供用開始

H15. 2.18 大東川浄化センター第1期地設 工事完了

【流域下水道整備状況】中諮流域下水道(大束川処理区)

		. 区分	全体計画。 (S52~H24):	- 事業認可 (S52~H16)	H14末 整備状況	備者
	处理能力	(日设大)	82,200㎡/日	41,100㎡/日		A PARTICULAR AND A PART
処	系列数		6/6	3/6	2/6	
理	数地面積		15.5ha	15.5ha	11.7ha	
瑪	処理方式			標準話性汚泥法		
1 3	放流災	ф1,800	3.3km	3. 3km	3.3km	派戸内海へ放流
\$\$	大東川幹線	\$100~\$1,800	21. 1km	21.1km	21.1km	
殺	宇多津幹線	□1,700×2,250~\$1,200	1.3km	1.3km	1.3km	
瞀	総南幹線	ф450~ \$ 800	6, 1km	6.1km	6.1km	装南第1中継ポンプ場 装南第2中継ポンプ場
泵	計		28.5km	28.5km	28.5km	
址	処理場		41,000百万円	14,950百万円	12,532百万円	
	管渠	100	17,000百万円	16,940百万円	16,872百万円	
柔	ポンプ場		2,000百万円	1.400百万円	1,290百万円	
狴	15		60,000百万円	33,290百万円	30,694百万円	

-		坂出市	1,739.0ha	678. Oha	169. Oha		
	1	宇多津町	544. 0ha	472. Oha	330. 6ha		153
		仮山町	440. Oha	255, Oha	145.5ha		
	処理面積	総 歌町	233. Oha	164. Oha	48, 2na		
就	~-==	設市町	375. Oha	251_4ha	113.5ha		
L.		総上町	215. Oha	130. 3ha	116.4ha		
域		at a	3,546.0ha	1, 950. 7ha	923. 2ha		
W		坂出市	51,200人	26,200人	7,294人	{H14沫	普及率11.8%)
·		宇多沖町	13,300人	15,200人	11,530人	(4	70,4%
वि	 処理人口 	飯山町	13,000人	7,500人	3,710人	(.	19.5%
公		級歌町	人000人	5,500人	1,134人	("	8.2%
12		殺南町	10,900人	7,100人	2,323人	("	9.9%
共		殺上町	4,000人	1,900人	1,842人	(*	16.8%
F	1	計	100,400人	63,400人	27,833人		
*		拔出市	34,800㎡/日	8,800㎡/日	3,405㎡/日		
爪	1	宇多津町	17,900m/H	15,700㎡/日	5,204㎡/日		
道		饭山町	5,400mi/H	1,900㎡/日	664㎡/日		
-170	流入汚水 <u>批</u> (日平均)	総歇町	3,300m/H	图/加008	260mi/B		
	(07-29)	綾南町	5,600m/ E	2,600mi/日	483㎡/日		
	1		2,500㎡/日	1,900mi/E	309ml/H		
		計	69.600mi/H	31,700㎡/日	10,325㎡/日		

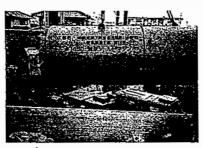
[計画概要図] 中豁流域下水道(大束川処理区) 坂出市 国分等町 高松自動車道 JR予證線 接南町 接歌町 級南幹線 多様南第二中組 ポンプ場 統南第一中推 高松琴平電鉄琴平線 行政区域 经保险 全体計画区域 大東川浄化センター のポンプ場 > 幹線管渠 接上町 000 〉放流管渠

- 中讚流域下水道(金倉川処理区)-

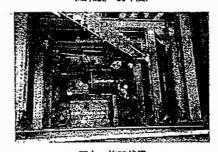
【概要】

建設工事は、昭和59年9月の金倉川1号幹 線管渠の建設に始まり、昭和62年9月には終 未処理場(金倉川浄化センター:当初処理能 力4,500㎡/日)の建設工事に着手、平成2 年12月1日に供用を開始している。

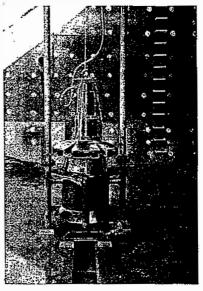
また、流域関連公共下水道も、幹線管渠の 整備に合わせて順次着手し、普通寺市が平成 2年12月、多度津町が平成3年5月、琴平町



金倉川第 1 号幹線シールドマシン(Ø1450mm) (昭和59~60年度)



同上 施工状况



水中機械式曝気搅拌装置

近年は、従来の散気板に代わり高度処理のための、 好気・嫌気運転に対応できる水中機械式吸気撹拌装 度が用いられるようになっており、同時に省エネル ギー化も図られている

が平成5年1月、満濃町が平成5年11月、仲 南町が平成7年4月にそれぞれ供用を開始し ている。

その後、流域関連公共下水道の整備に伴う 汚水量の増加に対応して、平成 5年度から 9 年度に第 1 期増設工事(処理能力を9,000㎡/日に引き上げ)を、また平成 9年度から12 年度にかけて第 2 期増設工事(処理能力を 13,500㎡/日に引き上げ)を行い、現在に至っており、さらに平成15年度からは処理能力を 18,000㎡/日に引き上げる第 3 期増設工事に発手し、平成16年度に完成する予定である。 【特徴】

中設流域下水道(金倉川処理区)は、県内 の主要な観光地の一つである琴平町を擁する ことから、計画汚水量に観光人口を見込んで いる。また、満遊町の国営讃岐まんのう公園 は、市街地からは離れているが多くの入場者 が訪れるため、水質環境の保全の観点から処 理分区として組み入れている。

終末処理場での処理方法は、標準活性汚泥 法である。また、地形的制約が少ないことか ら幹線管渠は自然流下のみであり、中継ポン ブ場は設置していない。

現在は処理水を全位、備設瀬戸海域に直接 放流しているが、平成12年度から多度津町が 約10,000㎡/日を場外の高度処理施設へ分水、 再処理して桜川上流の各支川へ還元し、河川 の流況改善に役立てるほか、JR多度津駅前 のせせらぎ水路や農業用水など多目的に利用 する「水環境創造事業」に取り組んでおり、 平成15年度には施設が完成する予定である。

また、下水汚泥は平成14年度から、セメン ト原料への再資源化処理を行っている。

【主な経過】

- S51.8.12 中磁流域下水道(金倉川処理 区) 推准協議会設置
- \$55.8.21 中證流域下水道(金倉川処理 区) 負担割合についての協定統
- S56.12.11 中語流域下水道(金倉川処理 区) 事泰認可作成
- S58.9.19 香川県都市計画金談会
- S58.10.4 都市計画決定告示(香川県告示 第774号)
- S59.1.19 下水道法事業認可
- S59.1.31 都市計画法事業認可の告示(建 告第98号)
- S59.9.15 金倉川第1号幹線管渠建設工事 芥手
- S60.1.17 多度津町流域関連公共下水道の 事業認可
- S61.1.27 普通寺市流域関連公共下水道の 事業認可
- S 61.12.16 琴平町流域関連公共下水道の事

类認可

- S62.6.25 金倉川浄化センター建設工事基 本協定締結(日本下水道事業
- S62.9.2 金倉川浄化センター建設工事券
- S62.12.25 处理場用地取得若手
- H 2.11.30 金倉川浄化センター建設工事完 7
- H 2.12.1 中沿流域下水道(金倉川処理 区) 供用開始
- H 2.12.11 善通寺市流域関連公共下水道の 供用閉始
- H 3. 2.22 满湿町流域関連特定環境保全公 北下水道の事業認可
- H 3, 4, 30 处理場用地取得完了
- H3.5.27 多度津町流域関連公共下水道の 供用開始
- H5.1.11 琴平町流域関連公共下水道の供 用開始
- H 5. 6. 3 金倉川第2号幹線管渠建設工事
- H 5.11. 1 消溫可流域関連特定環境保全公 共下水道の供用開始
- H 5.12.24 金倉川第1号幹線管渠建設工事 完了
- H 6.1.11 仲南町流域関連特定環境保全公 共下水道の事業認可
- H6.7.13 金倉川浄化センター第1期増設 '工事基本協定締結(日本下水道 事業団)
- H 6.10.1 金倉川浄化センター第1期増設 手该郑工
- H 7. 3.20 金倉川第 2 号幹線管渠建設工事
- H7.4.1 仲南町流域関連特定環境保全公 共下水道の供用開始
- H 9.12.18 金倉川浄化センター第2期増設 工事基本協定締結(日本下水道 事業団)

- H10.3.4 金倉川浄化センター第2期増設 工事若手
- H10.3.17 金倉川浄化センター第1期増設 工事完了
- H12. 3.17 金倉川浄化センター第2期増設 工事完了
- H15. 7.29 金倉川浄化センター第3期増設 工事協定締結(日本下水道事業
- H15.10.22 金倉川浄化センター第3期増設
- 工事效手

【流域下水道整備状況】中韶流域下水道(金倉川処理区)

7.	区分		全体計画、 (S 58→ H24)	事業認可 (S.58~H15)	月14末 整備状況	備者
	処理能力	(日母大)	49,800㎡/日	27,000㎡/日	13,500㎡/日	
処	系列数		12/12	6/12	2/12	
理	敷地面 稅		11. 3ha	11.3ha	11.3ha	
場	処理方式			標準活性汚泥法		
	放流災	ф1,800	1.3km	1.3km	1.3km	瀬戸内海へ放流
鈴	金倉川第1号幹線	ф500~ф1.350	18.7km	18.7km	18. 7km	
幹線管泉	金倉川第2号幹線	φ500	0.8km	0.8km	0.8km	
渠	8f		19.5km	19.5km	19.5km	
#	処理場	5 9880	35,000百万円	22,035百万円	15,690百万円	
1 .	管渠		8,000百万円	7,966百万円	7,966百万円	
柔	ボンブ場	- 07	-			F41
粪	āt		43,000百万円	30,001百万円	23,656百万円	

		蓉 孤寺市	770.0ha	589. 2ha	453. 5ha		ē.
		多变净町	795. 2ha	642.0ha	470. Iha	- 7	
旅	処理面積	琴平町	300. Oha	81.6ha	61.2ha		100
DiC		裕设町	520.0ha	475. 1ha	385. 3ha		
坡		仲南町	84. Oha	34. Oha	32.6ha		
DJ.		Ħ †	2,469.2ha	1,821.9ha	1,402.7ha		
1		普通等市	27, 500人	22,010人	14,978人	(H14	末普及率42.6%
i		多度津町	22,500人	17,740人	10,175人	(*	42-2%)
公	処理人口	李平町	11,400人	4,410人	3,449人	(0	30.2%)
		消溫町	5,200人	2,210人	1,664人	(0	12.5%)
共		仲南町	2,000人	680人	493人	(+	10.3%)
F		\$t	68,600人	47,050人	30,759人		SPILES !
		容通寺市	13,353㎡/日	6,565㎡/日	3,578mi∕⊞		
水		多度卻可	13,479㎡/日	8,186㎡/日	2,616㎡/日		
道	流入汚水量	琴平町	5,968㎡/日	2,098㎡/日	2,281㎡/日	İ	100
Æ	(日平均)	湖渡町	3,422㎡/日	1,499㎡/日	381㎡/日		
		仲南町	914㎡/日	218㎡/日	184m²/E		
		計	37.136㎡/日	18,566mi/B	9.040m/ E		

【計画概要図】中讃流域下水道(金倉川処理区) JR予翻線 多度津町 丸色市 三野町 高松自動車道 善通寺市 高瀬町 品松琴平電铁琴平線 琴平町 山本町 済湿町 仲南町 例 行政区域 JR土础線 全体計画区域 金倉川浄化センター > 幹線管渠 000 > 放流管渠

- 鴨部川流域下水道(大川西部処理区)-

【概要】

大川西部地域は、現在のさぬき市(平成14 年4月1日に5町の合併により誕生)に当た る旧長尾町、志度町、津田町、大川町、窓川 町の5町を含む地域である。昭和40年代には 高松市の近郊都市としてペッドタウン化が進 み、それに伴う生活排水の増加などから、公 共用水域の水質汚濁が顕著になっていた。

当時、この地区では、昭和45年度から旧長尾町が、昭和49年度からは旧志度町及び旧津田町が、それぞれ単独公共下水道の事業に若手して問もない頃であったが、水道水源や放流先の問題があり、関係町の間で調整が続いていた。このため、昭和49年度から県が「大川西部流域別下水道整備総合計画」の調査を開始し、当初単独公共下水道事業として実施していた旧長尾町、志度町の公共下水道を、1処理区の広域公共下水道として整備する方向で翻巻し、昭和54年度に国の永辺を得た。



鴨部川浄化センター増設工事 (学成15年12月)

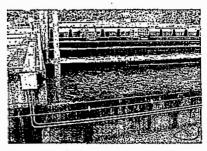
この間、両町においても、し尿処理を目的に、すでに設置されていた一部事務組合の大川西部環境整備組合の条務に下水道整備を加え、昭和53年12月に国の認可を得て、2町にまたがる広域公共下水道の事業を開始した。

その後、昭和56年度に計画人口が小規模な 地域を対象とした第2種流域下水道が新たに 制度化されたことから、平成元年度に、県が 事業主体となって第2種流域下水道事業の大川西部流域下水道時部川処理区に事業変更し、平成3年度には事業名称を現在の鴨部川流域下水道(大川西部処理区)に改めた。また、平成5年度に第1種と第2種の流域下水道が統合され、一本化されたことから、現在の形の流域下水道事業になり、今日に至っている。

物部川流域下水道(大川西部処理区)の幹線管渠など、根幹的施設の建設工事は、平成2年10月の鴨部川幹線管渠の建設に始まり、平成4年9月には終末処理場(物部川浄化センター:当初処理能力4,500㎡/日)の建設工事に若手し、平成7年9月1日に供用を開始した。また、流域関連公共下水道も、旧長尾町が平成7年9月、旧志度町が平成8年3月に、それぞれ供用を開始している。

その後、流域関連公共下水道の整備の進捗 に伴う流入汚水量の増加に対応して、平成13 年度から処理能力を6,800㎡/日に引き上げ る第1期増設工事に若手しており、平成15年 度に完成する予定である。

県内で3番目の流域下水道として、複雑な 経緯をたどった鴨部川流域下水道(大川西部 処理区)であるが、平成14年4月1日の5町 の合併により、さぬき市が誕生して、2つの 町にまたがっていた流域下水道は、一つの市 内の下水道になった。



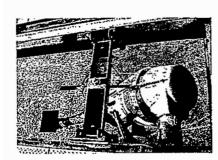
オキシデーションディッチ式による 水処理状況

これに伴い、い部川流域下水道(大川西部処理区)は、合併特例法第14条の流域下水道に関する規定で認められた期間が終了する平成24年3月31日に、下水道法の規定に基づき、さぬき市が管理する公共下水道に移行することが決まっている。ちなみにこの10年間の流域下水道存続に関する特例規定は、合併支援の観点から香川県が国に強く要望して実現したものであり、い部川流域下水道(大川西部処理区)が全国で最初のモデルとなって制定されたものである。

【特徴】

戦部川流坡下水道(大川西部処理区)は、 県内の流域下水道の中で唯一、終末処理場に オキシデーションディッチ法を採用している 下水道である。

オキシデーションディッチ法は、長円形の 無終端水路を反応槽とし、水路全体に流速を 与えて下水を循環させながらエアレーション を行う方式である。標準活性汚泥法と比べて 反応槽における滞留時間が24~48時間と長い ことから、余則汚泥の発生量が少なく抑えら れるほか、反応槽内での硝化反応が進むため、 窒素の除去率が高い。また、反応槽が大きい ため、流入負荷量の変動に強い、機構が簡単 で運転操作や維持管理が容易など、数々の優れた特徴を持っている。その反面、滞留時間



スクリュー式曝気撹拌機 コンパクトな装置であり、場気と撹拌を同時に行える。

の長さから池の面積が大きくなるため、十分 な広さの敷地を必要とすることが難点であり、 用地にゆとりがある比較的小規模な処理場に 流している手法である。

また幹線管渠については、地形的制約から中継ポンプ場を2か所設置しており、圧送区間については面整備の進捗に合わせて将来的に通水能力を拡大できるよう、2条管方式を採用している。

そのほか、下水汚泥は平成15年度から、セメント原料への再資源化処理を行っている。

【主な経過】

- S46.3.2 長尾町公共下水道の事業認可
- S50.3.5 志度町公共下水道の事業認可
- S53.12.13 大川西部環境整備組合の事業認 可(広域公共下水道として発 足)
- S 62. 5.23 大川西部流域下水道(帕部川処理区)事業認可作成
- H元. 9.14 香川県都市計画密談会
- H元.9.30 大川西部流域下水道事業に関す る建設負担金協定締結
- H元.10.16 都市計画決定告示(香川県告示 第865号)
- H 2.1.12 下水道法事業認可(第2種流域 下水道)
 - 都市計画法事業認可の告示(建 告第23号)
- H 2.2.19 志度町流域関連特定環境保全公 共下水道の事業認可
- H2.10.2 鴨部川幹線管渠建設工事に若手
- H3.3.31 大川西部環境整備組合の下水道 部門解散
- H3.8.20 志度汚水中縦ポンプ場建設工事 着手
- H 3.11.7 畅部川流域下水道 (大川西部処理区) に名称変更
- H4.7.3 処理場用地取得開始
 - 4. 鸭部川浄化センター建設工事基

	本協定統結(日本下水道事業		組)
	団)	H7.3.27	鸭部川幹線管渠建設工事完了
H4.8:27	長尾汚水中継ポンプ場建設工事	H7.9.1	鸭部川流城下水道(大川西部処
	港手		理区) 供用開始
H4.9.3	19部川浄化センター建設工事券	4	長尾町流域関連公共下水道の供
	手		用開始
H 5.8.31	・志度汚水中継ポンプ場建設工事	H8.3.1	志度町流域関連公共下水道の供
	完了		用開始
H 5.9.29	処理場用地取得完了	H10.3.20	長尾町流域関連特定環境保全公
H 5.11.5	鸭部川流域下水道協議会設置		共下水道の事業認可
H 6.1.31	長尾汚水中継ポンプ場建設工事	H13.8.28	鸭部川浄化センター第1期増設
	完了		工事協定締結(日本下水道事業
H 6.3.15	鸭部川流域下水道の建設負担金		団)
	協定締結(第2種流域下水道か	H13.11.23	鴨部川浄化センター第1期増設
	ら近常の流域下水道への移行に		工事着手

日7.3.22 **昭部川流域下水道(大川西部処理区)連絡会設置(鴨部川流域** 下水道協議会からの改称、改

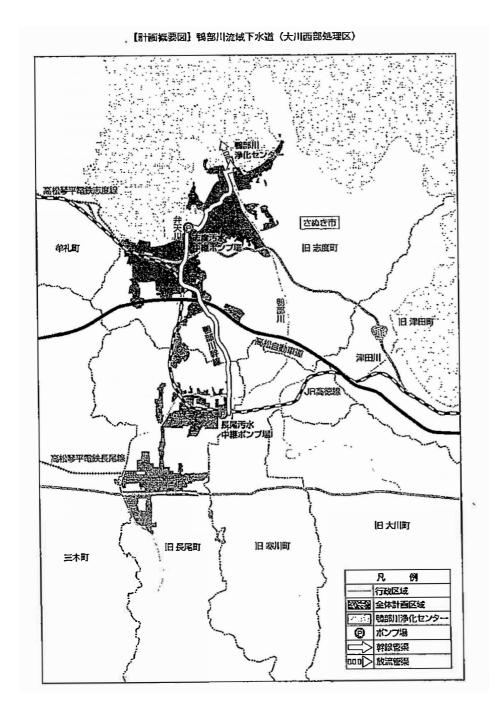
伴う負担割合の変更)

工事 新手 H14.4.1 さぬき市誕生(長尾町、志度町、

津田町、大川町、寒川町の5町 が合併)

【流域下水道整備状況】鸭部川流域下水道(大川西部処理区)

		⊠9		事業認可 (出元~H16)	H14宋 整備状况	備考
	処理能力	(日极大)	16,700m/B	6,800㎡/日	4,500㎡/日	
処	系列数	=65V	8/8	3/8	2/9	
理	敷地面積		3.0ha	3.0ha	3. 0ha	-
圾	処理方式		オキシ	デーションディ	ッチ法	- 100
	故流渠	φ800	0. 2km	0. 2km	0. 2km	瀬戸内海へ放流
幹線管泉	心部川幹級	φ250~φ8 0 0	8. 7km	8.7km	8.7km	主度汚水中能ポンプ場 長尾汚水中起ポンプ場
桌	람		8.7km	8.7km	8.7km	
ग्री	処理場		11,000百万円	5,470百万円	5,181百万円	
菜	管渠		2,500百万円	1,758百万円	1,758百万円	
米数	ポンプ場		2,000百万円	1,778百万円	1,740百万円	
H	計	* 10-10 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15,500百万円	9,006百万円	8,679百万円	
		旧長尾町	366. Oha	268. Oha	146. Cha	
流域	処理面積	旧志度町	692. Oha	273. Oha	156.0ha	
双则		at .	1, 058. Oha	541.0ha	302.0ha	
速		旧長尾町	9,800人	7,250人	5,013人	(日14末普及率35.8%)
公	処理人口	旧志度町	18,000人	9,050人	4,877人	(* 23.0%)
共下		다.	27,800人	16,300人	9,890人	
1		旧長尾町	5,467㎡/日	1,882ml/H	1,303㎡/日	-50
水道	流入汚水混 (日平均)	旧志度町	8,170m/ E	3,232㎡/日	1,863㎡/日	
_	(日十月)	21	13,637㎡/日	5,114mi/H	3,166㎡/日	



- 香東川流域下水道(高松西部処理区)-

【概要】

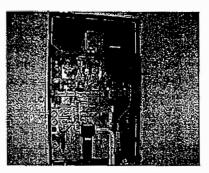
香東川流域は都市化が進み、工場の立地、市街地の発展、生活様式の変化などによる水利用の増加により川や海の水質汚濁が著しく進んでいたことから、公共用水域の水質汚濁を防止するため「高松地区水域流域別下水道整備総合計画」(以下「旧上位計画」という)の策定に昭和51年度に着手し、昭和59年度に国の承認を得た。その後、備設瀬戸海域流域別下水道整備総合計画」(以下「上位計画」という)の策定について、昭和60年度に国及び香川県、岡山県、広島県の関係3県による共同調査に着手し、各県別の許容負荷量を設定した後、陸域部の計画を策定し、平成12年度に国の承認を得た。



香東川浄化センター建設状況 (平成11年12月)

香東川流域下水道(高松西部処理区)は旧上位計画に基づき、高松市西部、国分寺町、 香川町、香南町、塩江町の1市4町を対象と した県内で4番目の流域下水道として、平成 4年度に国車補助事業の採択を受け、平成5 年度に工事を開始した。

建設工事は、平成5年10月の高松函部幹線 管渠の建設に始まり、平成8年12月には終末 処理場(香東川浄化センター:当初処理能力 40,800㎡/日)の建設工事に着手、平成13年 8月1日に供用を開始した。



ガスタービン式自家発電装置 (出力 2000kvA)

ガスターピンエンジンは従来のディーゼルエンジン に比べ小型・高出力、メンテナンスの省力化が図れ るなどの特徴があり、最新の管束川浄化センターに 済入している

また、流域関連公共下水道は、高松市及び 香南町が平成13年8月、香川町が平成13年10 月、国分寺町が平成13年11月にそれぞれ供用 を開始しており、残る塩江町についても平成 18年度の供用を目標に、流域下水道の高松西 部幹線管渠及び流域関連公共下水道の整備を 並行して進めているところである。

【特徴】

香東川流域下水道(高松西部処理区)は、 県内の流域下水道の中で唯一、供用中の単独



ガスクロマトグラフ質量分析計 香東川浄化センターは、選新の水質分析機器を備え、 県内の泳域下水道の水質分析センターとしての役割 も果たしている

公共下水道(合流式を含む)の処理区の一部 を編入し、計画されたという特徴を持ってい る。

商松市公共下水道の中部処型区は、昭和8年2月に築造認可を受けて若手した県内最初の下水道で、高松市の中心市街地を処理区域とし、そのほとんどが合流式で整備されている。合流式下水道は、汚水と雨水を同一の管集で排除し処理する方式で、浸水防除と公衆衛生の向上を同時に図れるため経済性に優れているが、雨天時には雨水と汚水が混合した下水の一部が未処理で河川などへ放流されるという欠点をもっている。また、中部処理区の汚水を処理していた福岡下水処理場は、昭和40年に供用を開始した処理場で、処理方式が高速エアレーション沈殿法(中級処理)であったため、処理水質が若干悪く老朽化も進んでいた。

これに対処するため、旧上位計画では福岡 下水処理場を廃止し、高松市の下水を流域下 水道の香東川浄化センターと公共下水道の高 松市東部下水処理場の2か所で分割処理する こととして、既存の処理区の一部を編入した 形の流域下水道計画が立案された。

合流式の下水は雨天時と晴天時の水質及び水量が大きく変化することから、香取川流域下水道では流域幹線管渠の高松市合流管渠接続簡所より下流は、分流式の下水と合流式の下水を分離して流すよう中央隔壁で遮断した特殊管渠を用いている。また終末処理場には分流式と合流式の2種類の処理系統を持たせているほか、汚濁負荷の大きい初期雨水を一時貯留し、処理できるよう雨水滞水池を設けている。

幹線管渠は大部分が自然流下であるが、国 分寺町については地形的制約から汚水は1か 所の中継ポンプ場に集められ、国分寺幹線で 圧送されている。

また下水汚泥は、平成13年度からセメント 原料への再資源化処理を行っている。

【主な経過】

- S58.6.7 香來川流域下水道協議会設置
- H 2.12.17 香東川流域下水道の建設負担金 協定締結
- H4.7.2 香東川流域下水道(高松西部処理区)事業認可作成
- H 5. 2.12 香川県都市計画審議会
- H 5.2.26 都市計画決定告示(香川県告示 118号)
- H 5. 3.29 公有水面埋立免許
- H 5.6.28 埋立着工
- H 5.7.21 下水道法事業認可
- H 5.8.11 都市計画法事業認可の告示(建 告第1684号)
- H5.9.3 高松市流域関連公共下水道の事 泰設可
- H 5.10.1 高松西部幹線管渠建設工事着手
- H 5.10.15 国分寺町流域関連公共下水道の 事業設可
- H 6.1.11 香南町流域関連特定環境保全公 共下水道の事業認可
- H 6.3.18 香川町流域関連公共下水道の事 業認可
- H 7. 3.16 香川幹線管渠建設工事着手
- H8.7.8 高松西部浄化センター建設工事 基本協定締結(日本下水道事業 団)
- H 8.12.5 高松西部浄化センター建設工事 券手
- H 9.3.7 処理場用地取得開始
- H10.12.26 国分寺中継ポンプ場理設若手
- H11.4.12 埋立竣工
- H11.9.20 国分寺幹線管渠建設工事若手
- H11.9.22 处理场用地取得完了
- H12.5.31 香川幹線管渠建設工事完了
- H13.3.9 国分寺中継ポンプ場建設完了
- H13. 7.25 高松西部浄化センター建設工事 完了
- H13.8.1 香東川流域下水道(高松西部処

理区) 供用開始 (同日付で香東 川浄化センターに改称) 高松市流域関連公共下水道の供 用開始

香南町流域関連特定環境保全公 共下水道の供用開始

H13.10.1 香川町流域関連公共下水道の供

用開始

H13.11.1 国分寺町流域関連公共下水道の 供用開始

H13-11.19 国分寺幹線管渠建設工事完了

H14.3.20 塩江町流域関連特定環境保全公 共下水道の事業認可

表一6 【流域下水道整備状況】香東川流域下水道(高松西部処理区)

		逐分	金体計画 (H4~H24)	李葉認可 (H4~H16)	升14末 整備状況	備考
	処理能力	(日収大)	108,600㎡/日	54,300m/日		12.00
処	系列数		16/16	8/16	8/16	
理	业地面积		17.6ha	-17.6ha	17.6ha	300
場	処理方式		標準活性汚泥法			
	放流渠	φ1,800	1.4km	1.4km	1.4km	瀬戸内海へ放流
153	高松西部幹線	\$100~\$2,200	26-5km	26.5km	17.9km	
袋	香川幹線	φ450~φ1,000	8. 0km	8.0km	8.0km	
幹保管渠	回分寺幹線	φ450~ φ800	4.6km	4.6km	4.6km	国分寺中継ポンプ場
₩	B}	3	39. 1km	39.1km	30.5km	
πic	処理場		58,000百万円	40,734百万円	39,300百万円	
菜	管災	v	20,800百万円	16.713百万円	15,336百万円	
	ポンプ場		1,200百万円	1,002百万円	875百万円	
費	計		80,000百万円	58,449百万円	55.511百万円	

		区分	全体計画 (H4~H24)	/ 本業認可; (H4~H16)	H14末 整備状況	· 1	前考
	処理面積	高松市	2,124.2ha		518.4ha		
		国分寺町	416.0ha	240.0ha	142. 7ha		
		香川町	479. Oha	220.0ha	103.4ha		
危		香南町	340.0ha	218.0ha	136-8ha		
改		塩江町	94.0ha	43.0ha	-		
y I		람	3, 453. 2ha	1, 639. 8ha	864.9ha		
×	処理人口	高松市	100,000人	47,900人	36,677人	(HJ4末t	投半52.6%
业		国分夺町	14,900人	8,540人	4,398人	(,	6.8%
2		香川町	21,300人	9,490人	4,897人	1 4	16.6%
۵		香南町	4,700人	3,040人	2,522人	1 +	21.9%
Ħ,		塩江町	2,700人	1,200人		(4	-%
F		St .	143,600人	70,260人	48,494人		
1	流入汚水量 (日平均)	高松市	67,280㎡/日	34,630㎡/日	19,646㎡/日		
k		国分寺町	9,420㎡/日	4,640ml/H	546mi/B		
Ť		香川町	8,700㎡/日	3,480㎡/日	1,195m/E		
본		香南町	2,070㎡/日	1,220㎡/日	422㎡/日		
		塩江町	1,070㎡/日	430㎡/日	- ㎡/日		
110		計	88,540mi/H	44,400m/H	21,809㎡/日		

【計画概要図】香東川流域下水道(高松西部処理区)

